

配分委員会委員への協議
【協議】
平成26年10月27日
復興局生活再建課

第12回義援金配分委員会 書面協議事項

義援金の残金を活用し、下記案により各市町村に対し平成26年11月中を目途に「第3次配分第4回」として追加配分を行うことについて、配分委員会の書面表決を求めるものです。

- 1 半壊以上の被害を受けた社会福祉施設等の入所者を義援金交付の対象としないこと
- 2 被災者へ年内に義援金を支給するため、平成26年11月末を目途に市町村へ追加配分を行うこと
- 3 対象1件あたりの追加配分額を34千円とすること

1 配分対象者の変更

- (1) 義援金の配分対象は、「死亡又は行方不明」、「居住している住宅が全壊又は全焼」及び「居住している住宅が半壊又は半焼」とする。
- (2) 「入所している社会福祉施設が全壊又は全焼」及び「入所している社会福祉施設が半壊又は半焼」を次の理由により今回から配分の対象としないこととする。
 - ・ いずれの施設に入所していた者も、当該施設が復旧又は別の施設に入所したことにより、同じサービスを受けられる状態となったと認められること。

2 追加配分の理由

被災世帯における、冬期や年末年始等の多様な生活需要に対応するもの。

3 各市町村への追加配分方針案

各市町村において第3次配分の交付対象者（死亡、住家の全半壊）に個別に上乘せ交付することを原則とし、交付対象1件あたりの配分単価は次のとおりとする。

死亡又は行方不明(1人あたり)、住家全壊等(1戸あたり)			住家半壊等(1戸あたり)		
国分	県分	計	国分	県分	計
2万2千円	1万2千円	3万4千円	1万1千円	1万2千円	2万3千円

4 今回配分額と配分後残金

区分	義援金残金(H26.10.17現在)	今回配分額(案)	配分後残金
金額	10億3,849万2千円	10億1,871万4千円	1,977万8千円
内訳	国分	6億4,969万3千円	1,765万5千円
	県分	3億8,879万9千円	212万3千円

※1 国分保留額は、災害関連死14件分に相当。

※2 県分義援金は、今年度、月平均1,039万9千円寄せられていることから、災害関連死分の保留は、不足しないと見込まれる。

<参考>本追加配分後の交付対象1件あたりの額(単位:千円)

	配分回数	死亡又は行方不明(1人あたり) 住家全壊等(1戸あたり)			住家半壊等(1戸あたり)			半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者1人あたり	
		国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
平成23年度	5	1,110	510	1,620	560	430	990	1,110	560
平成24年度	1	38	6	44	19	6	25	38	19
平成25年度	1	24	35	59	12	35	47	24	12
平成26年度	1	22	12	34	11	12	23	—	—
合計		1,194	563	1,757	602	483	1,085	1,172	591